

## 第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

### ◎ 現況と課題

森林や農地は、農林業の営みと自然との調和を図りながら維持され、環境の保全、災害の防止、多様な生物の生息の場としての機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきました。

特に、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などを一体的にとらえて「里山※」と呼びますが、本県は、気候が温暖で人の立入を拒むような急峻な山岳を有していないことなどから、古くから里山が人々の暮らしを支えてきたといえます。

しかしながら、高度経済成長期以降の急激な都市化・工業化の進行により、多くの森林や農地が住宅地や工業用地などに転換されました。

さらに、農業生産方式の変化等により森林や草原の経済的な利用価値が低下したことに加え、農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作を放棄された農地が増加し、生物多様性※の劣化など森林・農地が担ってきた様々な公益的機能が低下してきています。

また、県北部の印旛沼、手賀沼等の湖沼は、内水面漁業の場や農業用の利水・古くは肥料等の源となってきたところであり、本県を取り巻く沿岸域は、多様な生物を育て良好な漁場を形成するとともに、水質を浄化し気象を緩和させる役割を果たしてきました。

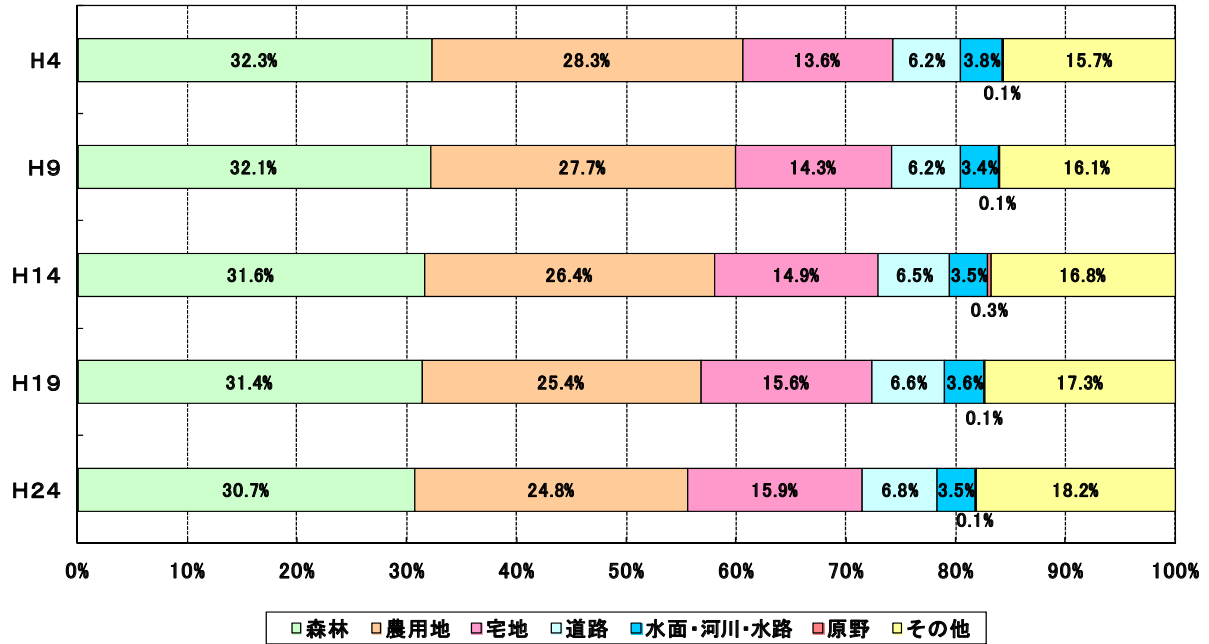
こうした水辺は、里山と同じように人々が農業や漁業の営みと自然との調和を図りながら暮らしてきたところであり、「里沼・里海※」とも呼べる空間です。

しかしながら、大規模な干拓や埋立てにより、印旛沼・手賀沼の水域は大きく減少し、東京湾岸に広がっていた干潟や浅瀬の多くが失われました。また、九十九里浜では崖侵食防止対策の実施による砂の供給の減少により海岸侵食が進んでいます。さらに、漁業資源の低迷や漁業経営の悪化に伴う漁業従事者等の減少等により、残された沿岸域の漁場環境の悪化が危惧されています。

里山・里沼・里海は、日本の原風景として人に癒しややすらぎを与える空間であり、生物多様性の面からも維持・保全し、次世代に引き継いでいかなければならない県民共通の大切な財産です。また、森林は地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収源でもあります。

このため、農林業や漁業を営む人だけではなく、県民、市民活動団体、事業者、土地所有者、行政など多様な主体の参加を得てその保全と再生に取り組んでいくことが必要です。

図 2-2 千葉県土地利用現況と推移



出典：土地利用現況把握調査

図 2-3 里山活動協定認定数及び団体数

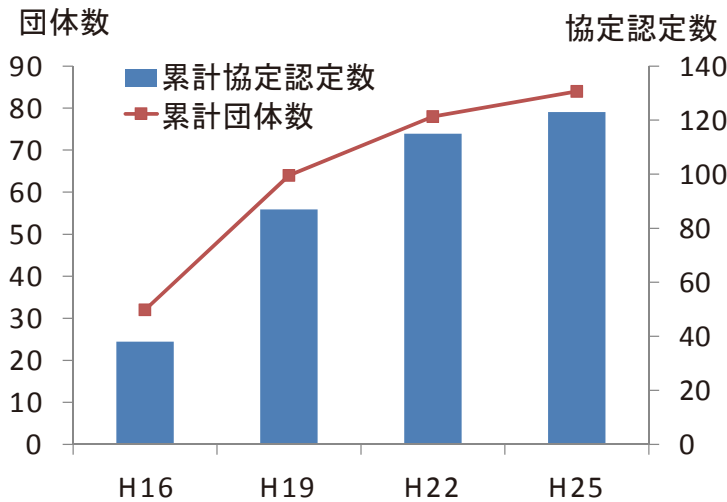
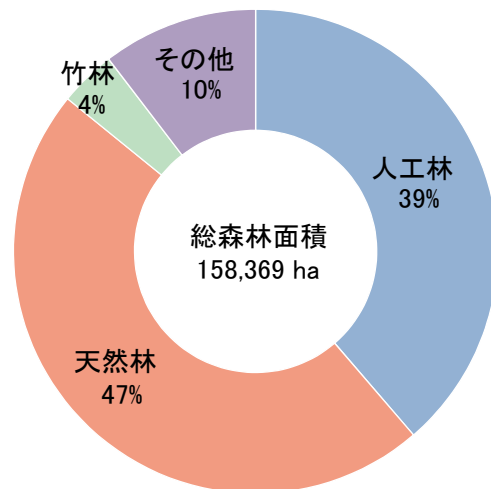


図 2-4 森林現況の面積割合 (平成 25 年度)



◎ 目指す環境の姿

地域住民や様々な主体の参加のもとで、森林・農地や湖沼・沿岸域が適切に管理され、持続的に活用されています。

## ◎ みんなの行動指針

<p><b>県民</b> (家庭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里山や海辺・水辺で、自然に親しみます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・林業・漁業の体験活動などに参加します。</li> </ul> </li> <li>○森林づくり、里山や里沼・里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに積極的に参加します。</li> <li>○環境に配慮した農業などで生産された農産物や地域で生産された農産物への理解を深め、優先的に購入します。</li> <li>○県産木材を使用した製品の購入に努めます。 (森林所有者)</li> <li>○自己の所有する森林に関心を持ち、適切に管理します。</li> </ul>
<p><b>市民活動</b> <b>団体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林作り、里山や里沼・里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに継続して取り組みます。</li> <li>○環境イベントや自然体験の場において、森林や海辺の保全を呼びかけます。</li> <li>○地産地消を推進します。</li> <li>○農林業、漁業に従事する人々とそれ以外の人々との交流を図ります。</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林づくり、里山や里沼・里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに積極的に参加・協力します。</li> <li>○建築資材への県産木材の使用に努めます。</li> <li>○県産木材を使用した製品の開発やその使用に努めます。</li> <li>○化学合成農薬や化学肥料の適正使用など、環境保全型の農業に取り組みます。</li> <li>○グリーン・ブルーツーリズム※に取り組みます。</li> </ul>
<p><b>教育機関</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里山・里沼・里海の保全・再生の手法に関する研究を行います。</li> <li>○農山漁村の自然に親しむ体験活動を充実させます。</li> </ul>
<p><b>市町村・県</b> (共通するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林や農地の保全を図ります。</li> <li>○植林や間伐の実施など森林の適正管理を支援します。</li> <li>○環境保全型の農業の実施や遊休農地の活用を支援します。</li> <li>○魚のすみやすい環境づくりを進めます。</li> <li>○県民や事業者の森林づくり活動、里山や里沼・里海の保全活動等への参加を促進することにより、森林を適正に管理する担い手の拡大を図ります。</li> <li>○公共事業・公共施設における県産木材の利用に努めます。</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に密着した森林づくりや農地保全の取組を進めます。</li> <li>○森林づくり、里山や里沼・里海の保全活動、海辺の清掃活動などの情報提供や活動支援を行います。</li> <li>○住民の森林や農地とのふれあいを促進します。</li> </ul>

県	<p>○森林や農地の持つ環境保全などの公益的機能を維持し、拡大を図るための社会システムの構築に取り組みます。</p> <p>○市町村とも連携し、県民や事業者が主体的に取り組む森林づくり活動、里山や里沼・里海の保全活動等の仕組みづくりを行います。</p>
---	--

## ◎ 県の施策展開

### 1. 健全な森林整備・保全対策の推進【自然保護課・森林課】

#### (1) 適切な森林管理・整備の推進

- ・ 民有林において、森林所有者等による森林管理が、計画的かつ集約的に行われるよう、森林組合※等への林業施業の委託や森林経営計画※の策定を支援するとともに、県有林についても適正な管理を行います。
- ・ 県民・事業者・団体等の参加による森林づくりを推進するため、「里山の保全・整備及び活用の促進に関する条例」（里山条例）に基づく里山活動への支援を行います。また、里山活動団体や企業の主体的な取組を促すための窓口となる、中間支援組織を育成します。
- ・ 森林が持つ公益的機能を発揮させ、計画的な森林づくりを提案できる人材の養成に取り組むとともに、これらの人材が核となり市町村と地域が主体となって策定する森林づくりの計画を重点的に支援します。
- ・ 二酸化炭素吸収源としての機能を確保するため、間伐を中心に森林整備を県民協力の下、推進します。
- ・ 土砂採取地や残土処分地等において、森林再生や緑化に係る技術の普及を図り、事業者等と連携した森林の再生や整備に向けた取組を促進します。

#### (2) 森林の持つ多様な機能の活用

- ・ 森林を環境学習や林業体験の場として活用する「教育の森」や森林療法に適した森林整備を導入している県民の森の利用促進など、森林の持つ生物多様性の保全、地域文化の継承、教育や健康、レクリエーション等の多様な機能の利活用を進めます。
- ・ 学校教育と連携して木工実習を行うなど、木の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」※を進め、子どもたちが、「ちばの木」にふれあう機会をつくります。

#### (3) 環境の保全に向けた林業の活性化

- ・ ちばの木認証制度※の普及や積極的に県産木材の利用に取り組む団体の活動を支援することなどにより、県産木材の利用拡大を図ります。
- ・ 未利用木質資源の家畜敷料、堆肥としての利用や熱利用、ガス化、液化によるエネルギーとしての有効利用を推進します。

## 2. 農村環境の保全と活用【自然保護課・農林水産部関係各課】

### (1) 農地の保全と担い手の確保

- ・農振法に基づく農地の適正な管理や、農地法による農地転用許可制度の厳格な運用により無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。
- ・農業の担い手確保や農用地の利用集積を図り、農業経営の基盤を強化することにより、耕作放棄地の発生防止に努めます。

### (2) 環境保全型農業の推進

- ・環境への負荷を低減し、化学合成農薬・化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培する「ちばエコ農業」を推進します。
- ・土づくり、減化学肥料、減化学農薬栽培の技術を導入するエコファーマー※の認定を促進します。
- ・化学肥料及び化学合成農薬を使用しない有機農業を推進するため、有機農業推進法に沿って策定した「千葉県有機農業推進計画」に基づく施策の展開により、有機農業者の主体的な取組を支援します。



「ちばエコ農業」に取り組み、県から認定を受けた農産物に表示される「ちばエコ農産物」認証マーク

### (3) 地域資源を活用した農村の活性化

- ・農地や農業用水路、ため池等について、親水機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した整備を推進し、人々が自然に触れ合う場、人々が相互に交流する場としての活用を図ります。また、地域住民や都市部の住民も参加した施設の保全管理を進めます。
- ・棚田※、谷津田※の保全や市民農園としての活用など、県民・市民活動団体等の多様な主体による農地の保全・利活用を推進します。
- ・グリーン・ブルーツーリズムの普及拡大を図ることにより、都市と農村との交流による農村の活性化を促進するとともに、都市住民の農業・農村に対する理解や関心を高めます。
- ・小学校における食育※指導の充実や県産農産物の学校給食での利用拡大などを進め、子どもの頃から食と農業の理解を深めます。

## 3. 湖沼・沿岸域の保全と活用

【水質保全課・自然保護課・農林水産部水産局関係各課・県土整備部関係各課】

### (1) 湖沼の水環境の保全

- ・印旛沼及び手賀沼については、総合的な湖沼の浄化対策である湖沼水質保全計画（第6期：平成24年3月策定）の着実な推進を図るとともに、「印旛沼流域水循環健全化計画（平成22年1月策定）」、「手賀沼水循環回復行動計画（平成25年3月改定）」に基づき、行政と住民、市民活動団体、事業者等の連携のもとに、生態系※の保全・再生も踏まえ流域の健全な水循環を取り戻すための取組を推進します。  
＜第4章第3節 県の施策展開・関連する個別計画 参照＞
- ・湖沼については、親水機能や自然環境・生物多様性の保全に配慮した整備を推進し、人々が自然に触れ合う場、人々が相互に交流する場としての活用を図ります。



## (2) 沿岸域の保全と活用

- ・沿岸域については、多様な生態系や豊かな水産資源、県民に開放された親水空間としての利用に配慮し、長期的な視点にたって利用を図ります。
- ・アサリ等の貝類は水質浄化の機能を果たし、東京湾で養殖されているノリは赤潮※の原因となる過剰な窒素やリンを吸収するなど、適切な漁業生産は環境の保全に貢献しています。漁業経営が安定して維持できるよう、担い手の確保や経営の効率化等を支援します。
- ・魚礁※の計画的設置や海底障害物の除去、大量発生により漁場を荒廃させるアオサ※の除去などにより、魚類の豊かな漁場を整備します。
- ・国や流域自治体だけでなく、県民、事業者、団体、研究者等の多様な関係者と連携・協働し、東京湾の水質浄化を進めます。
- ・東京湾には、貴重な自然干潟等が残されており、東京湾の水質浄化等に大きく貢献していることから、これらの保全を図る必要があります。このうち、三番瀬※については、「千葉県三番瀬再生計画」に基づき、長期的な視点に立ち、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指し、県民・市民活動団体・漁業者等の多様な主体と連携・協働して各種再生事業を推進します。また、国等と連携しながら、関係者の合意のもとでラムサール条約※への登録を促進し、既にラムサール条約湿地として保全を図っている谷津干潟とともに再生・保全を進めることを目指します。
- ・九十九里浜の美しい景観を保全し、侵食から守るため、養浜計画を含めた土砂収支のバランスの確保、マツ林の再生・保全等を図ります。
- ・ブルーツーリズム等による漁村の生活体験や潮干狩り、地引網、簀立などによる漁業体験を通じて都市と漁村の交流を促進し、海の環境や漁業に対する理解や関心を高めます。



三番瀬

## ◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
森林面積	162,500 h a (平成 16 年)	森林面積の減少を抑えることにより 159,700 h a 以上を確保します (平成 29 年)
農用地面積	135,100 h a (平成 16 年)	農地面積の減少を抑えることにより 128,100 h a 以上を確保します (平成 29 年)
海域における環境基準※ 達成率 (COD※)	63.6% (平成 18 年度) 〔参考〕全国 74.5% (平成 18 年度)	全国平均並みの達成率を確保します (平成 30 年度)